

環境関連対策について

平成27年3月6日

総務省自治財政局調整課課長補佐 鈴木健介

本日の内容

- 1 鳥獣の保護管理及び狩猟における現状と課題
- 2 海岸漂着物等対策について
- 3 自然公園の現状と課題
- 4 1～3に係る新たな地方財政措置

1 鳥獣の保護管理及び狩猟における 現状と課題

1-① 鳥獣保護法の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 鳥獣猟規則の制定

- ・銃猟のみ規制の対象
- ・銃猟の免許鑑札制
- ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
- ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

- ・職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定(全部改正)

- 現行法の骨格が完成
- ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
 - ・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和25年 狩猟法の改正

- ・鳥獣保護区制度の創設
- ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称)

- ・鳥獣保護思想の明確化
- ・鳥獣保護事業計画制度の創設

〔※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管〕

平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- ・国と都道府県の役割の明確化

平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定(ひらがな化)

- ・指定猟法禁止区域制度の創設
- ・捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・網・わな免許の分離
- ・鳥獣保護区における保全事業の実施
- ・輸入鳥獣の標識制度の導入

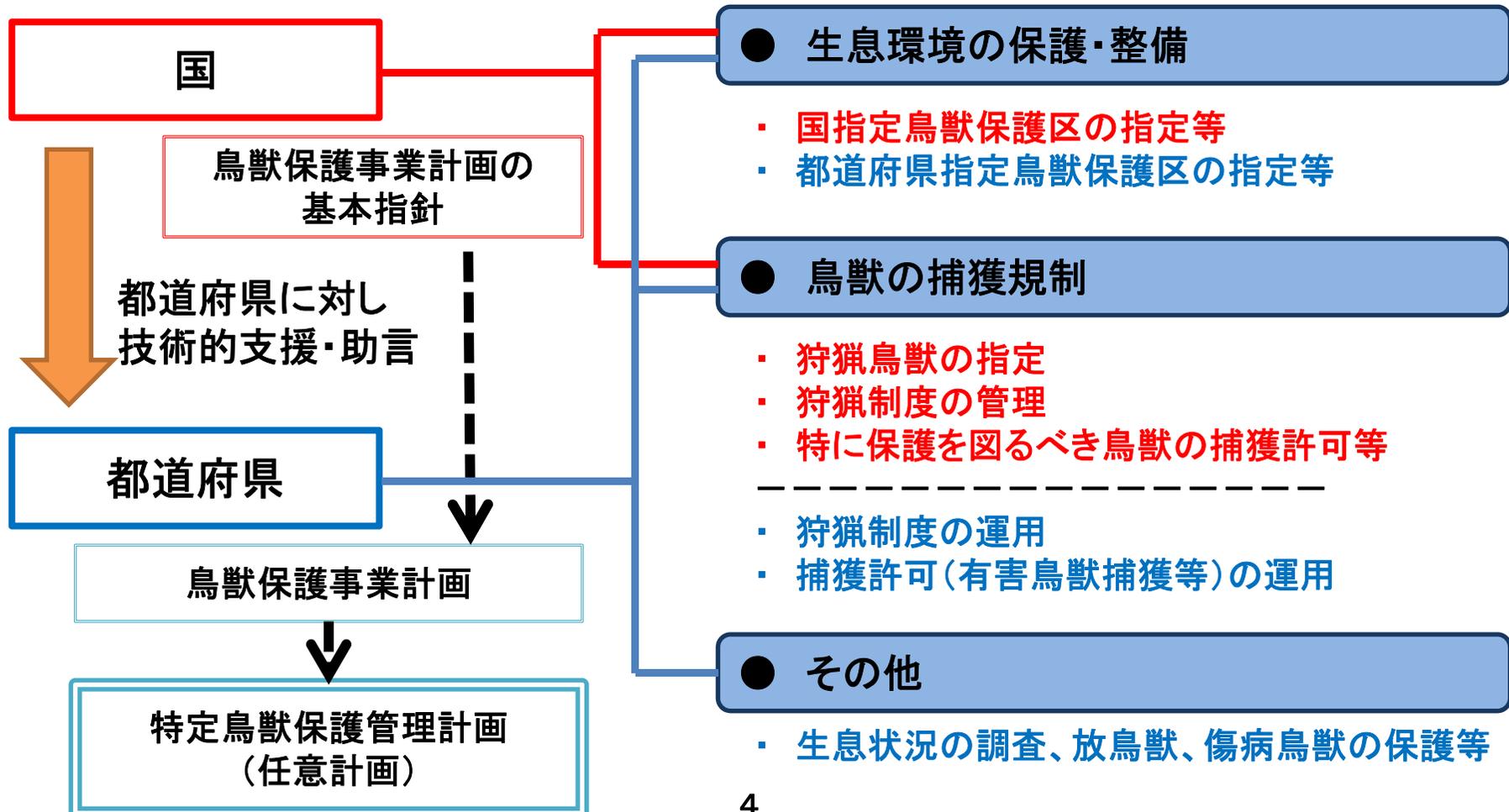
〔※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
・市町村への捕獲許可権限の委譲〕

1-② 鳥獣保護法の体系

【法律の目的】

鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による被害の防止、猟具の使用に係る危険の予防

↓
生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与



2-① 狩猟と許可捕獲

出典：環境省

- 鳥獣保護法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 有害捕獲や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

狩 猟

（ 狩猟鳥獣を、定められた猟法、定められた期間で捕獲。 ）

許可捕獲

（ ・有害捕獲：農作物等の被害防止のため、都道府県知事等の許可を受けて捕獲
 ・個体数調整：特定鳥獣保護管理計画で定めた特定鳥獣の数の調整のため、都道府県知事等の許可を受けて行う捕獲。 ）

等

区 分	狩 猟	有害捕獲	個体数調整
定 義	法定猟法により狩猟鳥獣を捕獲等（捕獲又は殺傷）	農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと	法第7条に基づき都道府県知事が作成した特定鳥獣保護管理計画で定めた特定鳥獣の数の調整を行うこと
対象鳥獣	狩猟鳥獣（48種） ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵	特定鳥獣
捕獲及び採取の事由	問わない	農林水産業等の被害防止のため(注)	特定鳥獣の数の調整のため
個別の手続き	不要（狩猟免許の取得、毎年度猟期前の登録が必要）	許可申請が必要 申請先：都道府県知事等	許可申請が必要 申請先：都道府県知事等
捕獲できる時期	・北海道以外：11月15日～2月15日 ・北海道：10月1日～1月31日	許可された期間 （年中いつでも可能）	許可された期間 （年中いつでも可能）
方 法	法定猟法（網・わな猟、銃猟）	法定猟以外も可 （危険猟法等については制限あり）	法定猟以外も可 （危険猟法等については制限あり）

注)被害等のおそれがある場合に実施する予察による捕獲は、この限りではない。 5

2-② 特定鳥獣保護管理計画

出典：環境省

○ 著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえ、明確な保護管理の目標を設定し、総合的な対策を実施。

- ① 計画のねらい： 地域個体群の長期にわたる安定的維持
- ② 策定主体： 都道府県が策定(任意)
- ③ 対象： ニホンジカやイノシシ等の地域的に著しく増加している種の地域個体群、またはクマ類等の地域的に著しく減少している種の地域個体群

計画達成のための三本柱

- **個体数管理**
目標設定を踏まえた適切な捕獲や、地域の実情に応じた狩猟制限等の設定による個体数調整
- **生息環境管理**
鳥獣の採餌環境の改善等による生息環境の保全・整備
- **被害防除対策**
防護柵の設置、追い払い等の被害防除対策の実施

計画を策定した場合に可能な狩猟の特例措置

1. 捕獲等が出来る期間の延長(狩猟期間の範囲内)
2. 捕獲制限の緩和
 - ① 頭数制限(1日に1人が捕獲する頭数)を緩和
 - ② 猟法制限(くくりわなの直径12cm以下)を緩和 等
3. 特例休猟区制度の活用

※ 平成26年4月現在、特定計画は、46都道府県において、ニホンジカ(40)、イノシシ(38)、ニホンザル(21)、ツキノワグマ(21)、カモシカ(7)、カワウ(4)の6種について作成(計131計画)

3-① 野生鳥獣の分布(ニホンジカ、イノシシ)

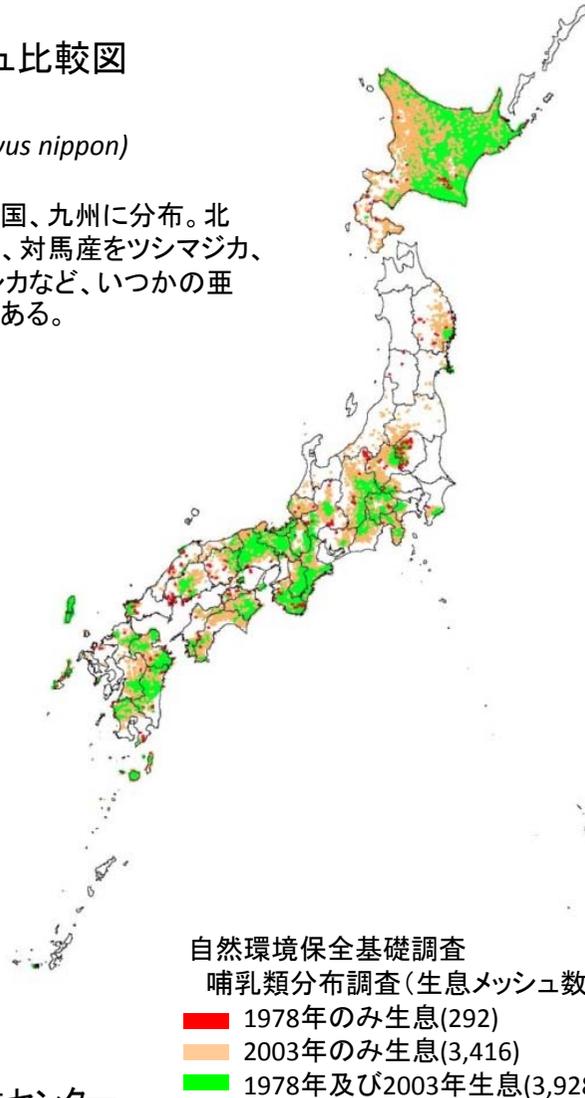
出典:環境省

○ 25年で全国の分布メッシュがニホンジカで約1.7倍、イノシシで約1.3倍に拡大。

全国分布メッシュ比較図

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

北海道、本州、四国、九州に分布。北海道産をエゾジカ、対馬産をツシマジカ、屋久島産をヤクシカなど、いつかの亜種に分けることがある。

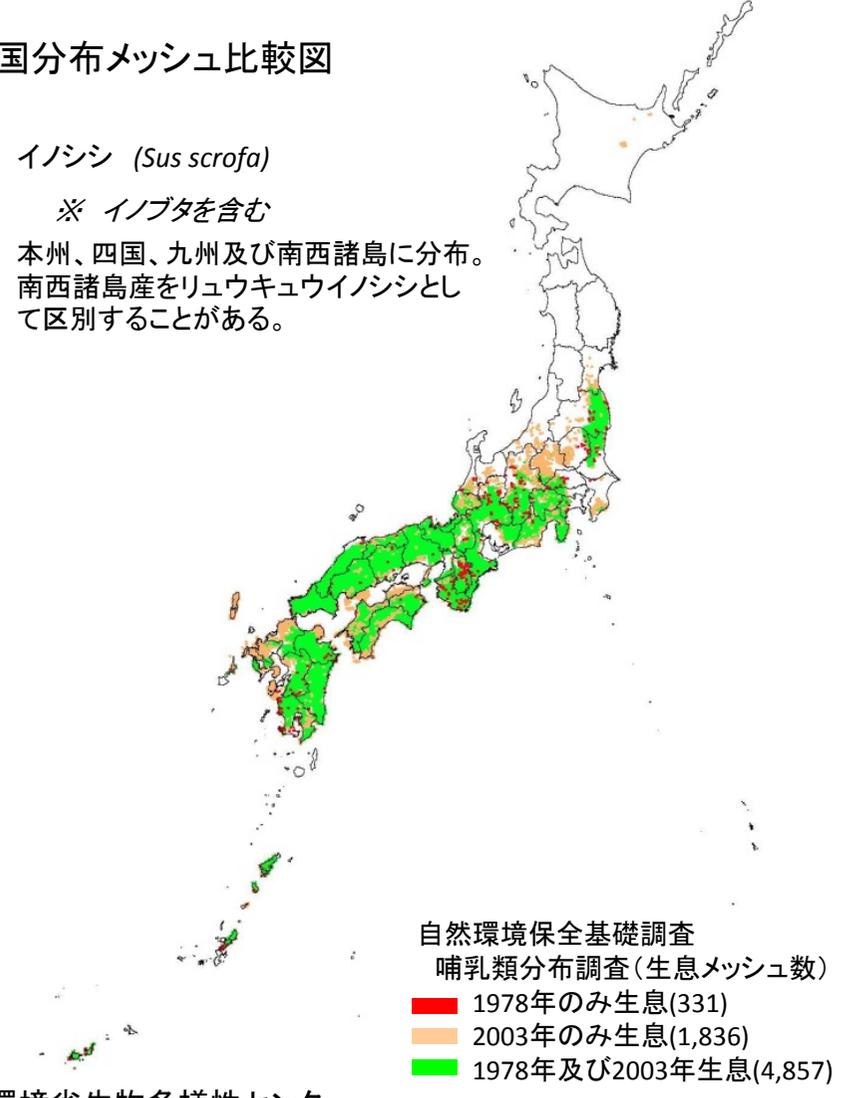


環境省生物多様性センター

全国分布メッシュ比較図

イノシシ (*Sus scrofa*)

※ イノブタを含む
本州、四国、九州及び南西諸島に分布。南西諸島産をリュウキュウイノシシとして区別することがある。



環境省生物多様性センター

3-② ニホンジカによる生態系への影響

出典：環境省

- ニホンジカが樹皮を環状に剥皮することで樹木が枯死し森林が衰退。
- 地表に生える植物を過度に食べることで生態系が単純化。



2002年



2008年

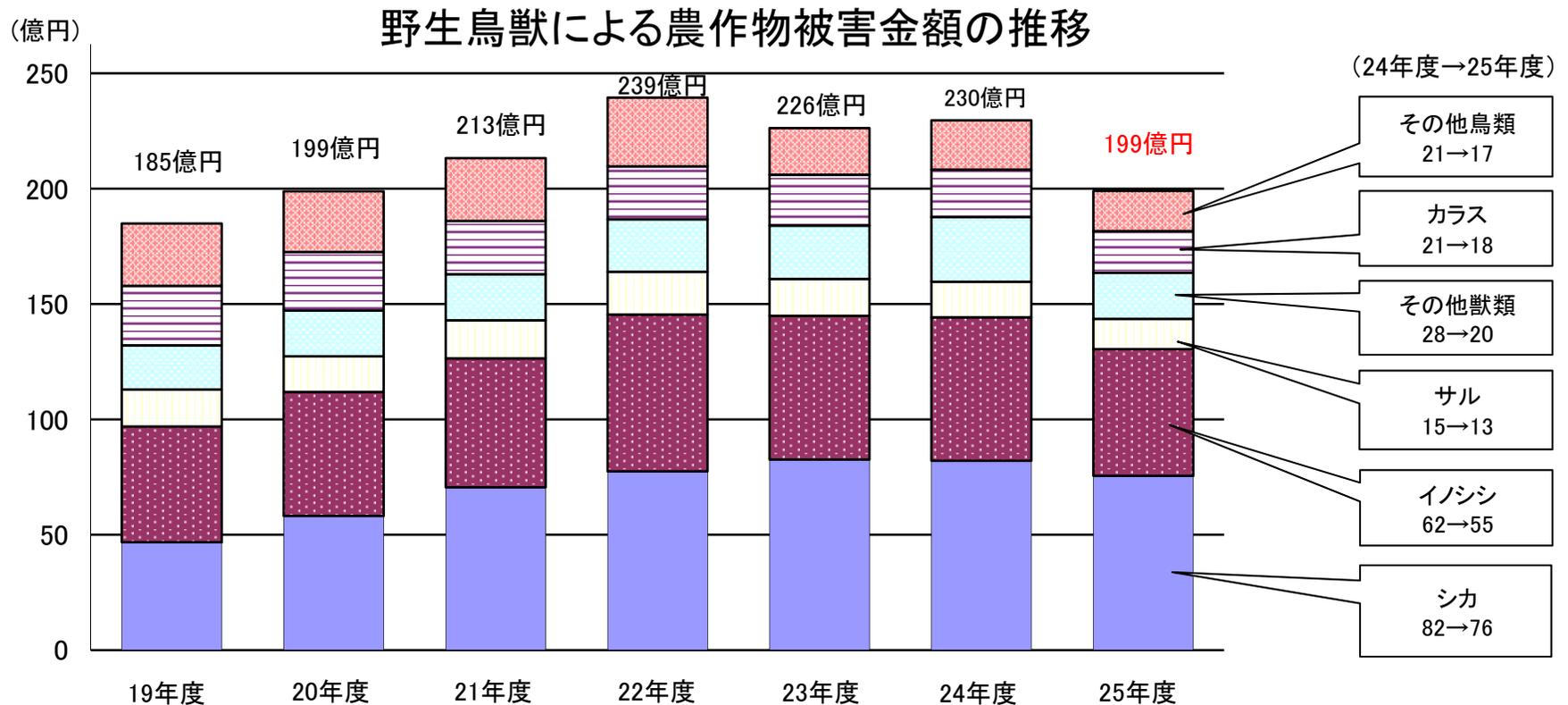
わずか数年で
風景が激変



3-③ 鳥獣による農作物被害の状況

出典：環境省

- 野生鳥獣による農作物被害額は、近年、200億円前後で推移している状況。被害のうち、全体の7割がシカ、イノシシ、サルによるもの。特に、シカ、イノシシの被害の増加が顕著。
- さらに、鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響。
- 鳥獣被害が深刻化している要因としては、鳥獣の生息域の拡大、狩猟による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられる。



※ 農林水産省資料

注1: 都道府県からの報告による。

注2: ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

3-④ 鳥獣被害防止特別措置法

出典：環境省

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

【法律の目的】 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成
平成26年10月末現在、1,409市町村で策定*

※都道府県と協議中のものを含む

(具体的な措置)

- 権限委譲：都道府県に代わって、**市町村**自ら被害防止のための鳥獣保護法の**捕獲許可の権限**を行使（権限委譲）
- 財政支援：**特別交付税の拡充**（計画作成後の駆除等の経費：交付率5割→8割）、**補助事業による支援**（捕獲・追い払い、侵入防止柵、食肉処理加工施設など）など、必要な財政上の措置

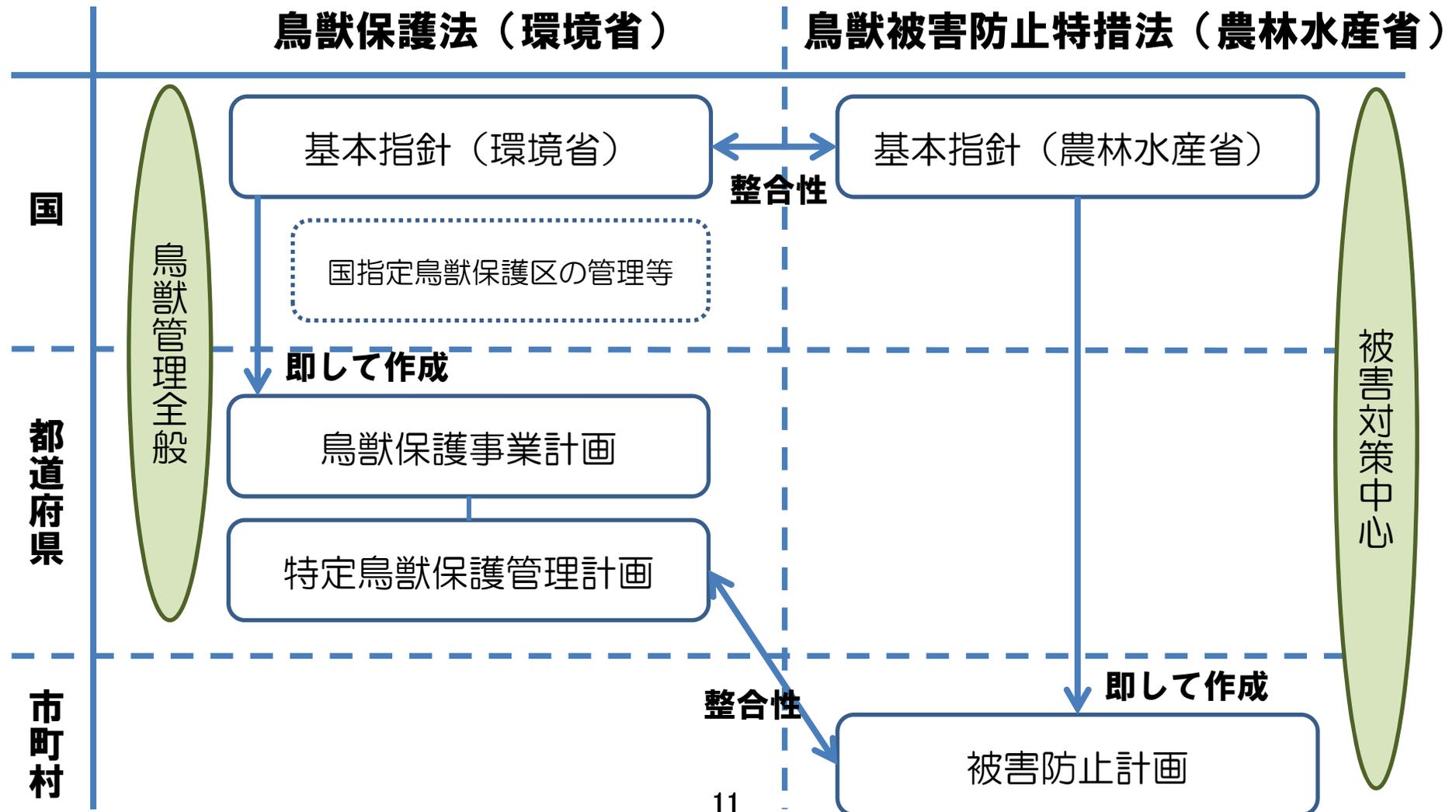
【農林水産省】 鳥獣被害防止総合対策交付金(平成26年度予算:95億円 / 平成25年度補正予算30億円)
鳥獣被害防止緊急捕獲等対策(平成24年度補正予算:129億円)

- 人材確保：鳥獣被害対策実施隊を設け（平成26年10月末現在939）、民間隊員については非常勤の公務員とし、**狩猟税の軽減措置**（1/2）、当面の間、隊員等に銃刀法の猟銃所持許可時の技能講習免除等を措置

3-⑤ 鳥獣保護法と鳥獣被害防止特措法の連携

出典：環境省

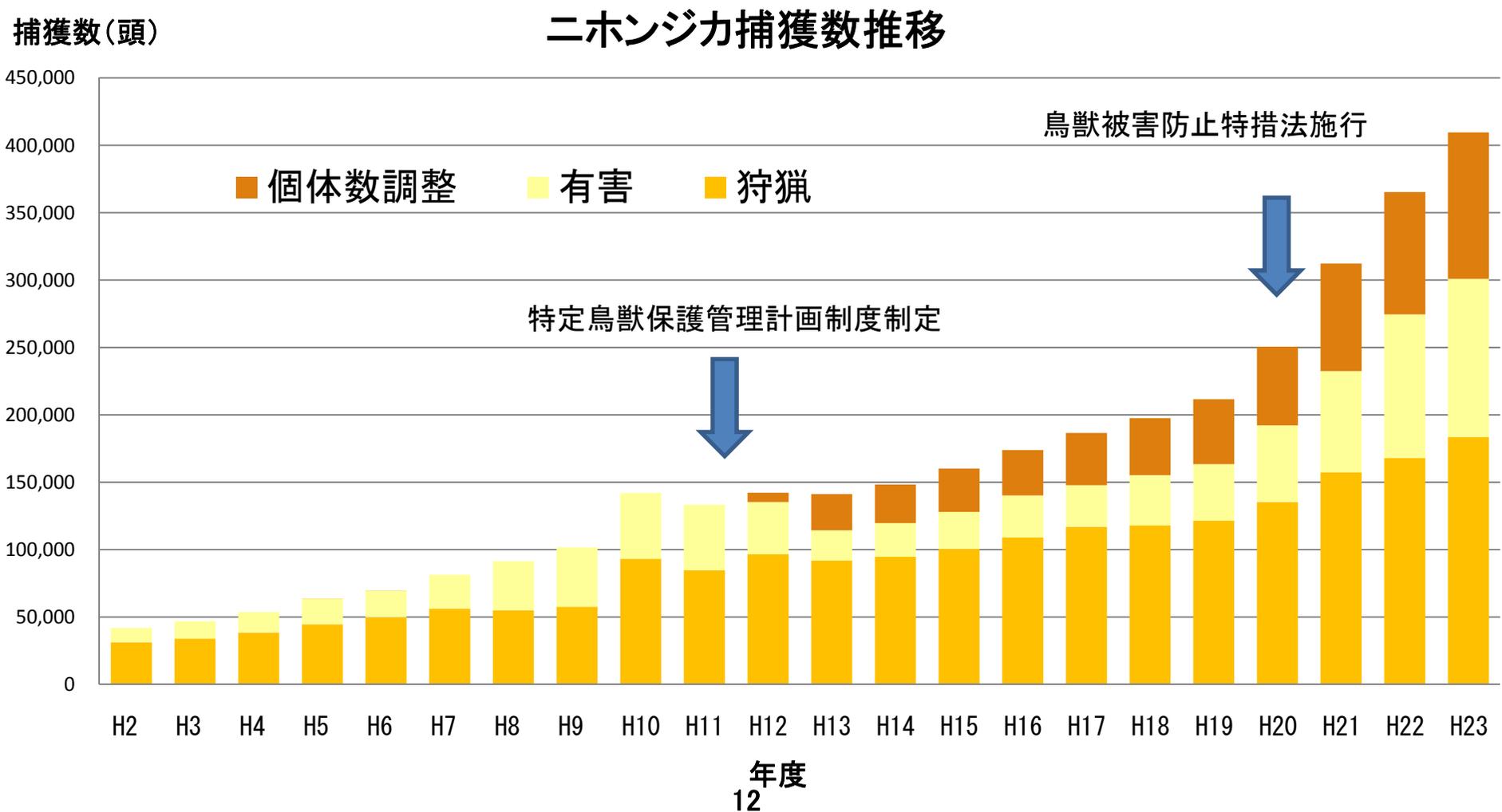
- 国と地方の連携、行政間の連携（環境行政、農林水産行政）強化を進めるとともに、狩猟者、地域住民、専門家等の多様な主体との連携が重要。



3-⑥ 鳥獣捕獲数 (ニホンジカ)

出典:環境省

- 平成23年度の全国の捕獲数は41.6万頭。10年で約2.9倍
- 捕獲頭数に占める有害捕獲・個体数調整の割合は10年で約35%から56%に増加

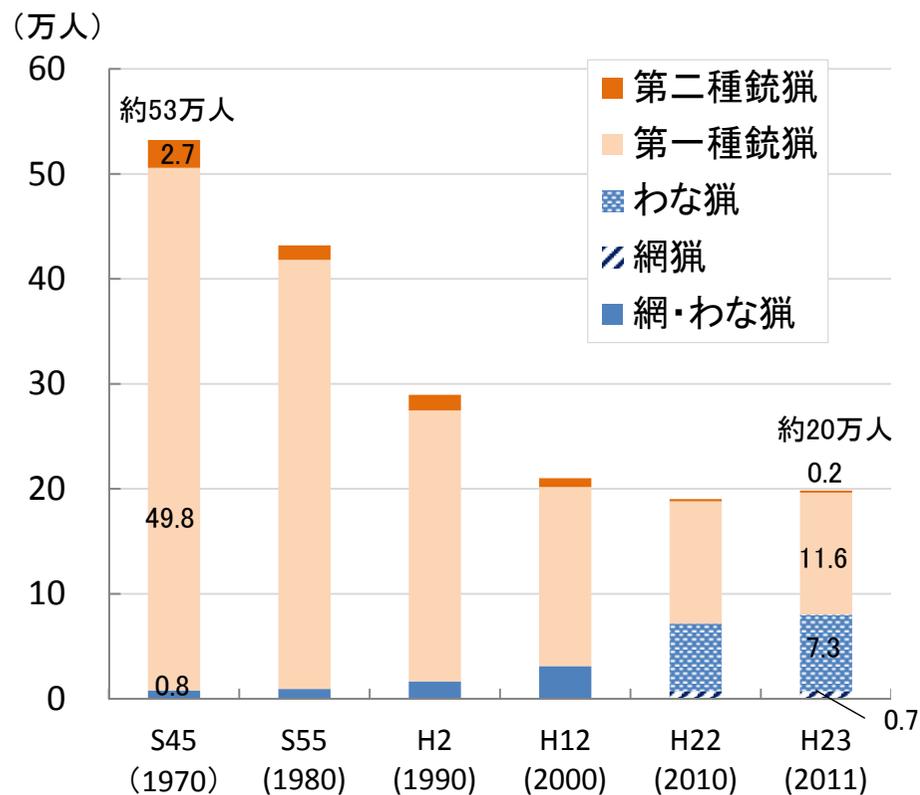


3-⑦ 狩猟者数の推移

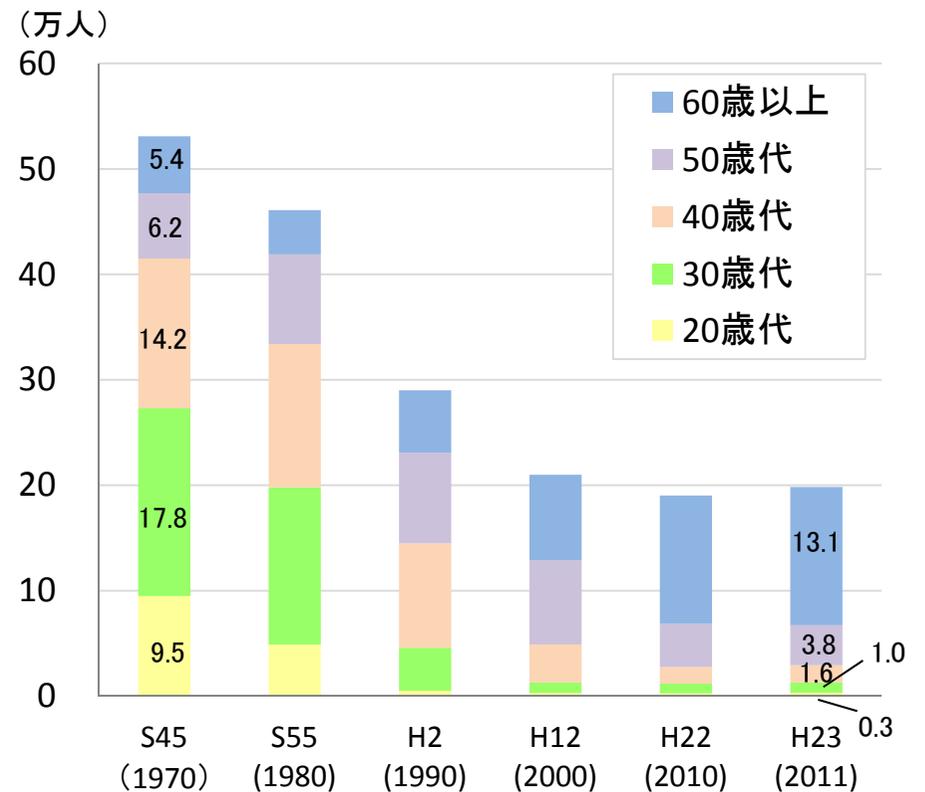
出典：環境省

- 狩猟免許所持者は年々減少。最近40年間で約38%まで減少(53万人→20万人)。
ただし、わな猟免許所持者は増加。
- 高齢者の占める割合が高くなっており、平成23年度では60歳以上の割合が約66%(13.1万人)。

狩猟免許所持者数(免許別)



狩猟免許所持者数(年齢別)



4 課題への対応方向

出典:環境省

- 鳥獣による被害の防止に向け、捕獲の担い手確保、鳥獣保護管理に携わる人材育成、効率的な捕獲技術の検討、広域協議会の設置、国立公園における被害対策等を実施

1 狩猟者の減少・高齢化が続く中で、捕獲従事者を増やす方策の検討

- 狩猟者だけでなく、農家等の被害者や民間事業者等の参加促進が必要

・新たな担い手の育成に向けたフォーラム開催、地域ぐるみの捕獲推進

2 効果的な捕獲を推進するための技術と体制の検討・普及

- 地域の特性に応じた大規模かつ効率的な捕獲手法の検討、個体数推定精度の向上と特定計画への反映

・大型囲いわな、高度な射撃技術の実証
・鳥獣保護管理に関する人材登録事業、地方自治体職員を対象とした研修等の実施

3 都道府県域をまたいで広域に分布・移動する鳥獣に対する適切な保護管理の推進

- 広域協議会の設置や広域保護管理指針の策定

・カワウ(3地域)、ニホンジカ(1地域)、ツキノワグマ(1地域)について広域指針の策定等を支援

4 国立公園等における自然生態系被害の低減

- 国立公園等において、ニホンジカ被害の防止に向けた取組の推進

・被害防止柵の設置、ニホンジカの捕獲、生息状況調査等を実施

5-① 鳥獣保護法改正の概要

出典:環境省

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)が成立

※ 平成26年5月30日公布、平成27年5月29日施行(5③のみ公布日施行)

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による**自然生態系への影響**及び**農林水産業被害が深刻化**
- **狩猟者の減少・高齢化等**により鳥獣捕獲の**担い手が減少**
→ 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他
 - ① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
 - ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
 - ③ 公務所等への照会規定の追加

5-① 鳥獣保護法改正の概要 (2)

出典:環境省

○ 題名、目的等の改正(第1条・第2条)

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び~~管理並びに~~狩猟の適正化に関する法律

【目的(第1条)】

この法律は、鳥獣の保護~~及び管理~~を図るための事業を実施するとともに、~~鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて~~猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び~~管理並びに~~狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(~~生態系の保護を含む。以下同じ。)~~、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

【定義(第2条)】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

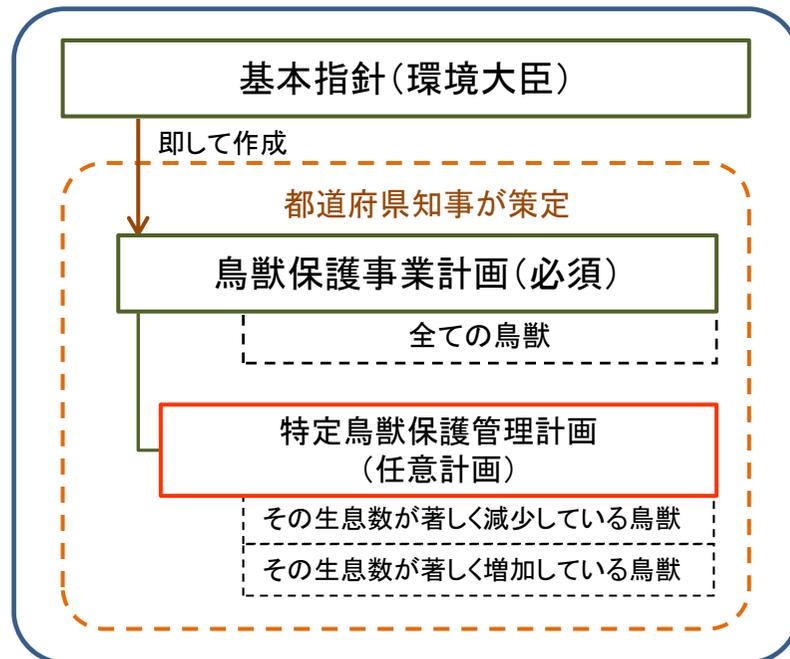
- 鳥獣の保護: その~~生息数~~を適正な水準に~~増加~~させ、若しくはその~~生息地~~を適正な範囲に~~拡大~~させること又はその~~生息数~~の水準及びその~~生息地~~の範囲を維持すること
- 鳥獣の管理: その~~生息数~~を適正な水準に~~減少~~させ、又はその~~生息地~~を適正な範囲に~~縮小~~させること

5-① 鳥獣保護法改正の概要 (3)

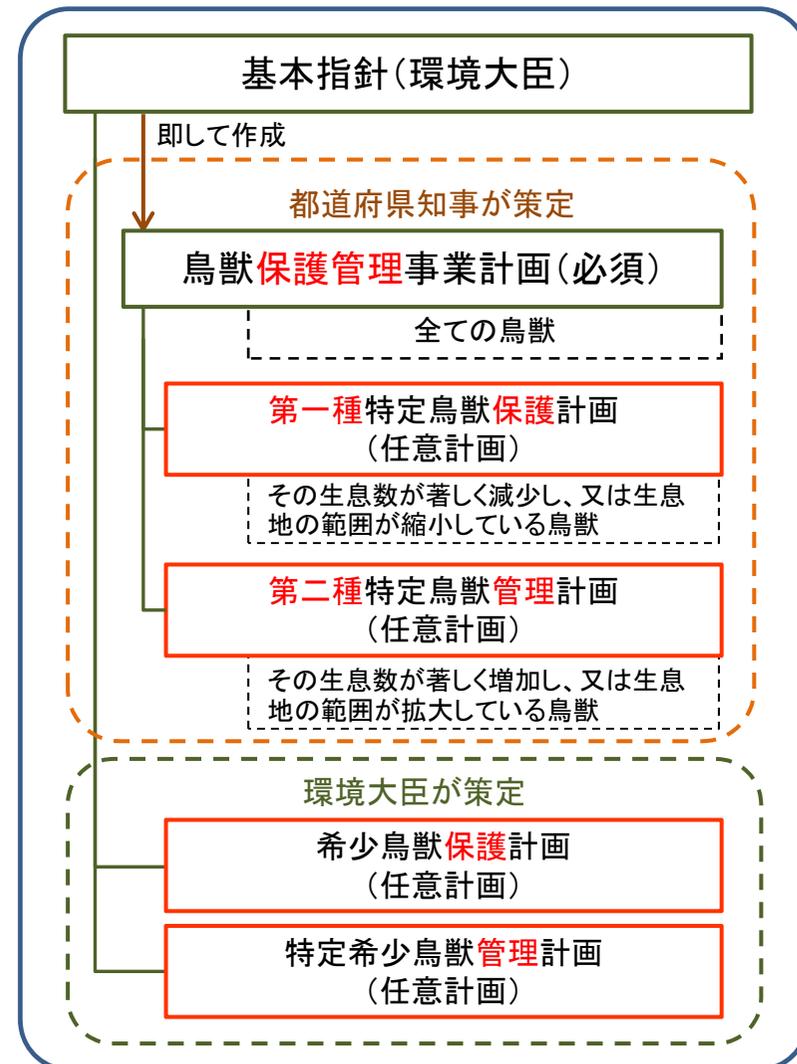
出典: 環境省

○ 施策体系の整理(第3条、第4条、第7条～第7条の4)

【現行】



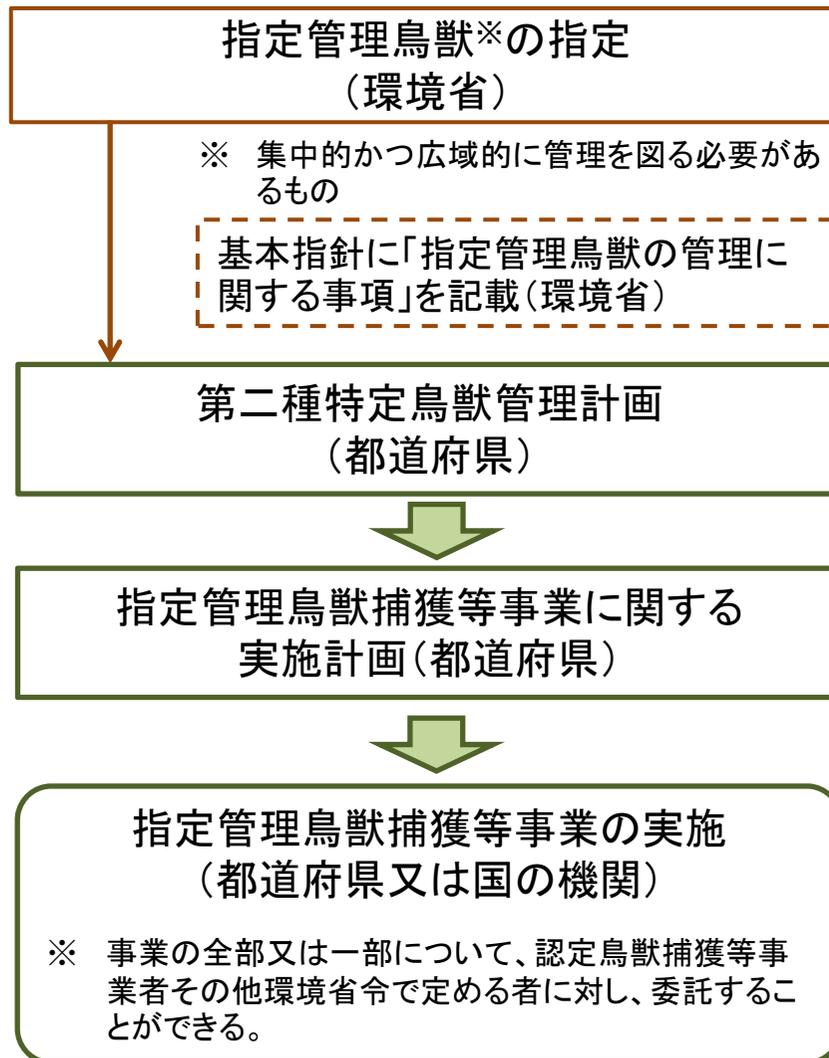
【改正法】



5-① 鳥獣保護法改正の概要 (4)

○ 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設(第14条の2)

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



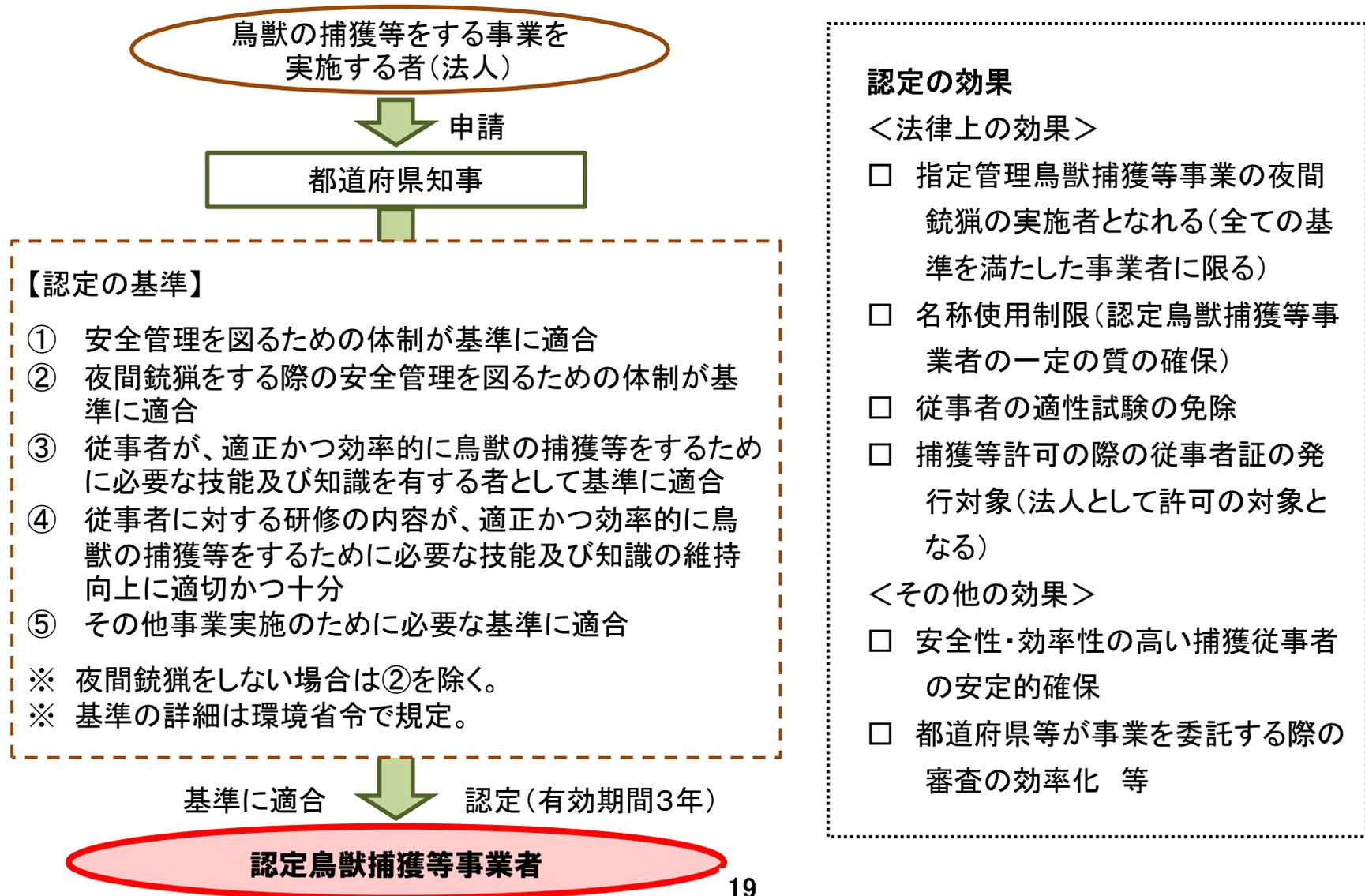
指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- **捕獲等**の禁止(法第8条)を適用しない。
- **鳥獣の放置**の禁止(法第18条)を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- **夜間銃猟**の禁止(法第38条第1項)を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

5-① 鳥獣保護法改正の概要 (5)

出典:環境省

○ 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入(第18条の2～第18条の10)



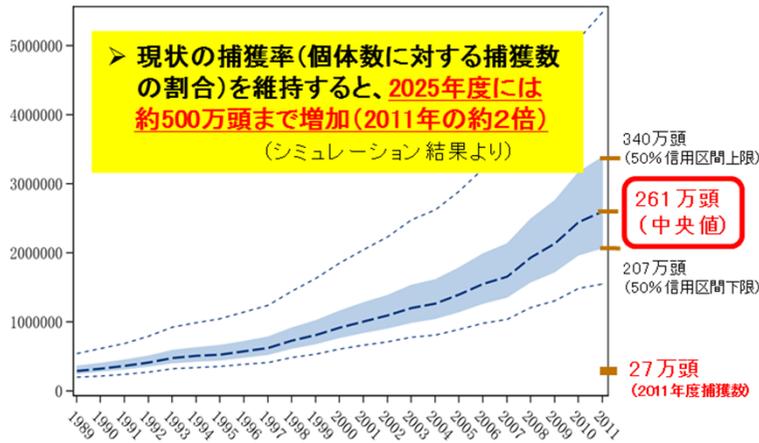
6-① 指定管理鳥獣捕獲等事業費

平成27年度予算(案)額: 500百万円(0百万円)
平成26年度補正予算額: 1,301百万円 出典: 環境省

【背景】

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- ニホンジカの推定個体数が、現状の捕獲率を維持すると、2025年には2011年の約2倍に増加
- 環境省と農林水産省は、2013年12月にシカ・イノシシの個体数を10年後までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を発表

ニホンジカの推定個体数(北海道を除く)



(参考)2011年度の北海道の推定個体数は約64万頭、捕獲数は約14万頭(北海道資料)

→ 捕獲数の大幅拡大が必須

【指定管理鳥獣捕獲等事業】

- 鳥獣保護法の改正により創設
- 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができることとするもの
- 指定管理鳥獣は、ニホンジカ及びイノシシを指定

【交付金の内容】

○対象鳥獣: 指定管理鳥獣 (ニホンジカ及びイノシシ)

○対象都道府県: 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県

○交付対象事業:

- ①実施計画策定等事業(※H26補正予算はモデル事業として実施)
 - ・ 実施計画の策定のための調査、計画検討経費
 - ・ 事業効果の評価のための調査、評価経費
- ②指定管理鳥獣捕獲等事業(※H26補正予算はモデル事業として実施)
 - ・ ニホンジカ捕獲等事業
 - ・ イノシシ捕獲等事業

○交付割合: 事業費の1/2以内(H26補正予算は事業費の9/10以内)

(※平成27年度当初予算では特別交付税措置を要望中)

○交付の仕組み:



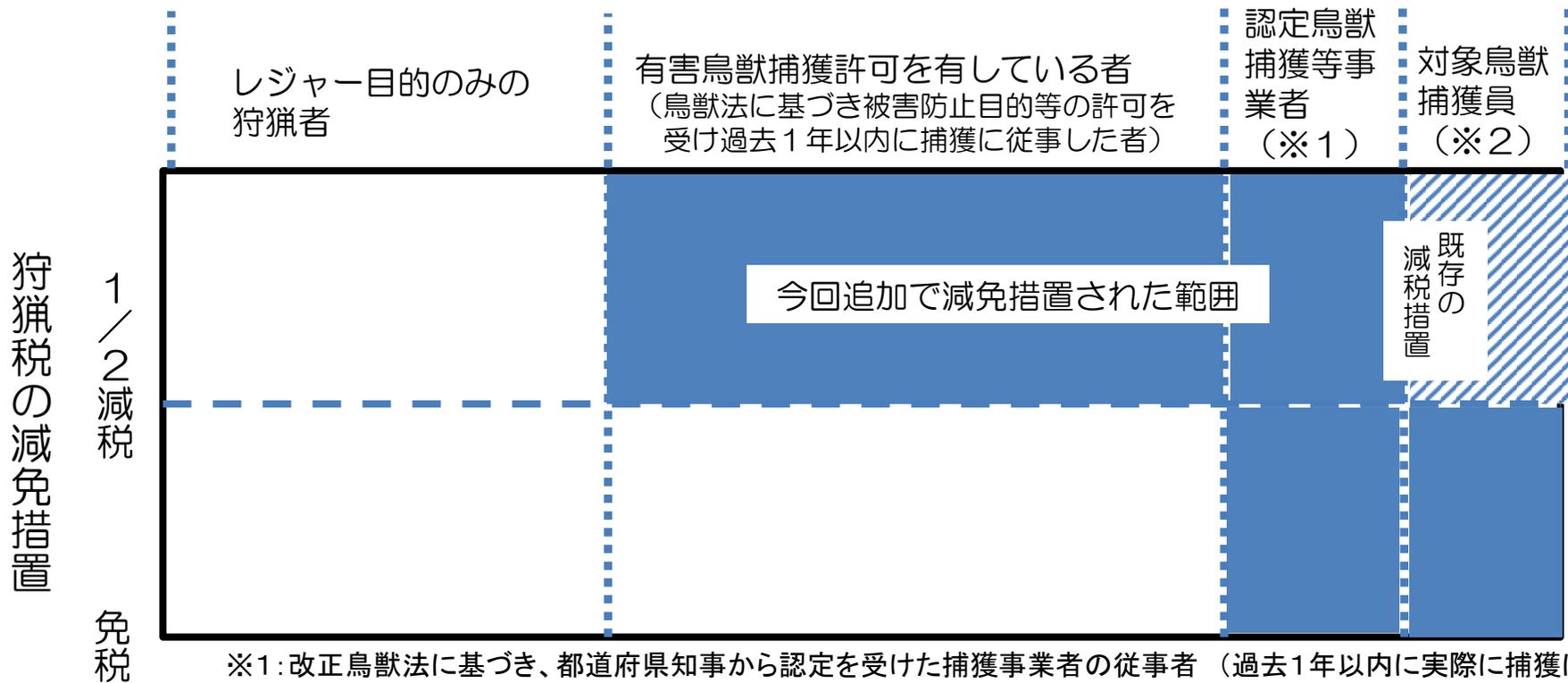
6-② 狩猟税の見直し ※平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月14日閣議決定)

○ 狩猟税について、鳥獣被害対策の推進のため、①対象鳥獣捕獲員を非課税(現行:1/2)、②認定鳥獣捕獲等事業者を非課税、③有害鳥獣捕獲に従事した者を1/2減税とする措置等を、平成30年度(平成31年3月31日)まで実施。

平成27年度税制改正大綱に示された狩猟税の税制改正

(平成31年3月31日までの時限措置)

通常の税額は、銃猟(装薬銃)で16500円、わな猟・網猟で8200円、銃猟(空気銃)で5500円/年



※1: 改正鳥獣法に基づき、都道府県知事から認定を受けた捕獲事業者の従事者 (過去1年以内に実際に捕獲に従事した都道府県において適用)

※2: 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村長から任命されて捕獲を行う者

2 海岸漂着物等対策について

1. 日本の海洋ごみの概要

出典:環境省

1. 海岸の状況



山形県酒田市飛



長崎県対馬市

2. 漂着物(韓国・中国語標記)



漁具



ポリタンク



洗剤容器

3. 想定される被害

- ・生態系を含めた海洋環境の悪化
- ・船舶航行への障害
- ・観光・漁業への悪影響
- ・沿岸域居住環境の劣化

特に近年、海水中に漂う
マイクロプラスチック
(微細なプラスチック)が
生態系に与える影響が問題に！



日本海沖合で採集された、発泡スチロール片

(参考)日本の海流

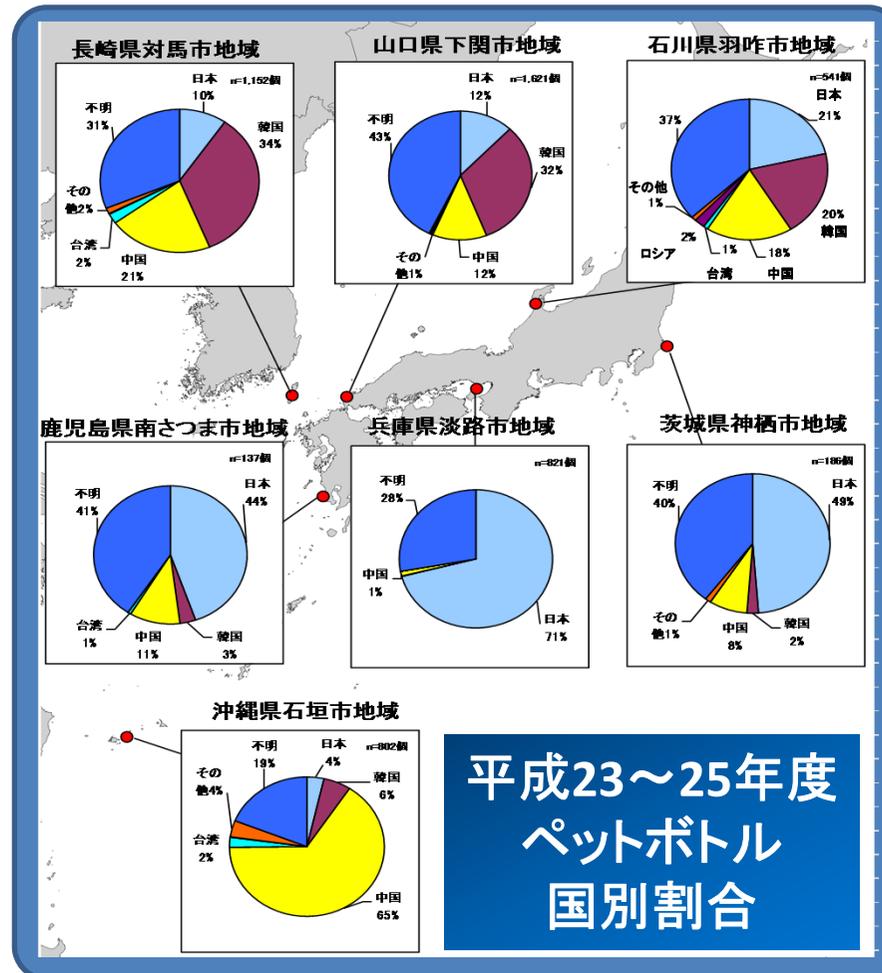


2. 海洋ごみの実態把握調査(漂着ペットボトルの国別割合)

出典:環境省

環境省は平成23～25年度の3年間、漂着ごみについて全国7カ所の実態調査を実施。このうち収集したペットボトルについて、ラベル等に表示された文字をもとに、発生国を推定。

平成23～25年度の調査によれば、鹿児島県、兵庫県、茨城県など太平洋側では日本語表記のものが多く、沖縄県、長崎県、山口県、石川県など東シナ海及び日本海側では中国語・韓国語表記のものが多かった。



平成23～25年度
ペットボトル
国別割合

3. 海洋ごみに関する国際協力の推進

出典：環境省

＜北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)における取組＞

- 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)とは
 - ・日本海及び黄海の海洋環境保全を目的とする地域海行動計画の一つ
 - ・1994年より、日本、韓国、中国、ロシアが参加
- NOWPAP海洋ごみプロジェクト(2006年より開始)
 - 2006年：海洋ごみに関する行動計画(MALITA)開始
 - 2007年～現在：地域行動計画(RAPMALI)
 - ・各国政府による漂着ごみに関するモニタリング
 - ・一般市民も参加したワークショップの開催
 - ・海岸清掃キャンペーンの実施



2013年国際海岸清掃活動(沖縄県恩納村)

＜日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM16)等における取組＞

- 平成26年4月の第16回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM16)では、共同声明(コミュニケ)の中で、海洋ごみに係る現状と課題について日中韓で協力し、積極的に情報共有に取り組んで行く旨が盛り込まれた。

4. 地方公共団体への財政的支援

出典：環境省



対策

海岸漂着物処理推進法が議員立法により成立(平成21年7月)

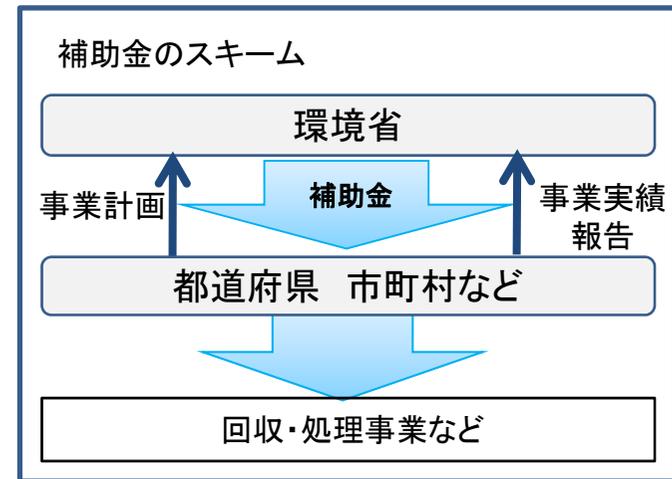
第29条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

海岸漂着物地域対策推進事業

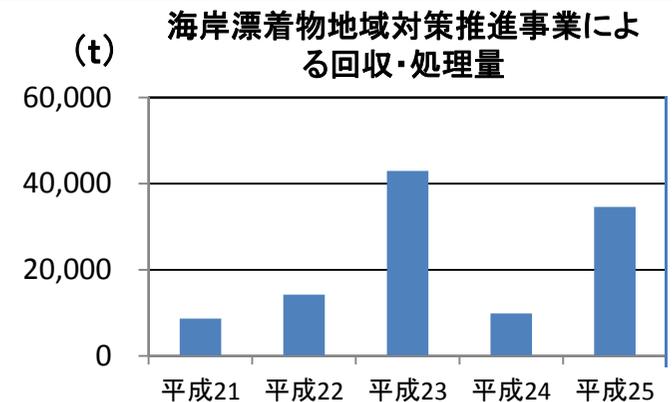
漂着ごみの回収・処理や発生抑制対策等に対する支援(補助金)

- ◎ 平成21～24年度：地域グリーンニューディール基金
(平成21年度補正：約60億円)
- ◎ 平成25～26年度：地域環境保全対策費補助金
(平成24年度補正：約100億円)

さらに、平成27年度は地方の要望を踏まえ、
漂着ごみ対策に加えて、漂流・海底ごみ対策をメニューに追加



年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
事業費 (百万円)	230	1,553	3,194	585	3,297
回収・処理量 (t)	8,671	14,238	42,956	9,854	34,610

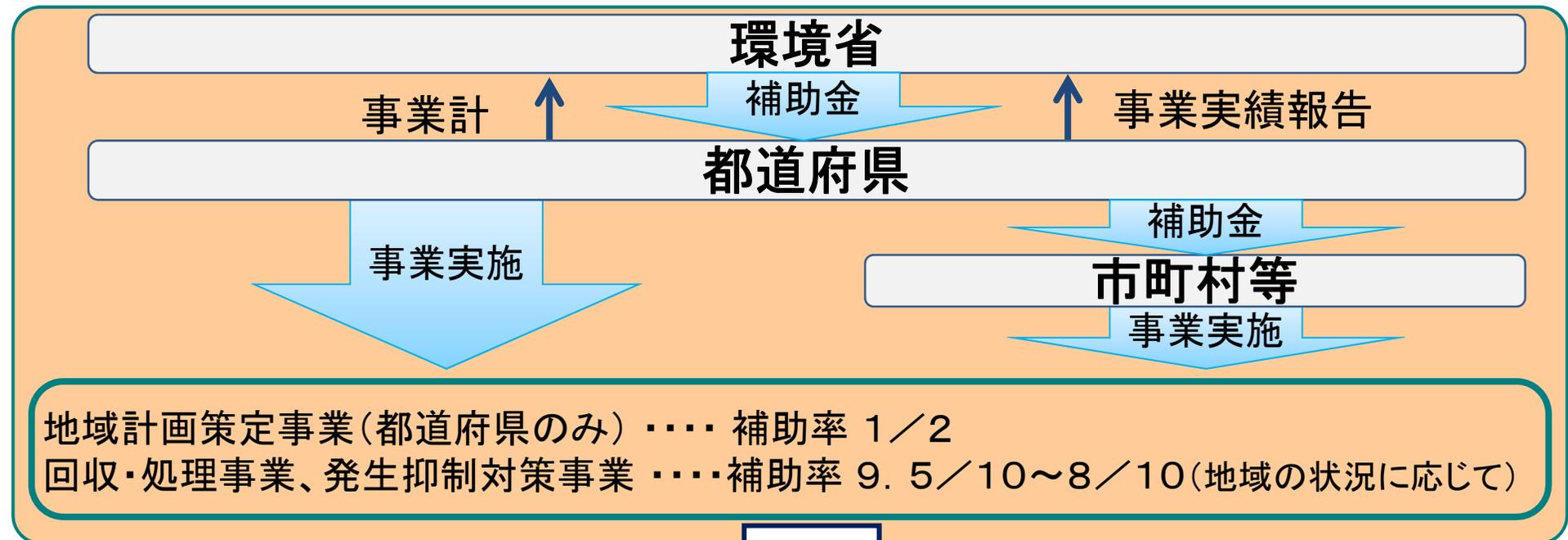


海岸漂着物等地域対策推進事業 (環境省)

26年度補正予算:25億円
27年度予算案:3.5億円
出典:環境省

海岸漂着物処理推進法の施行を受けて、国及び地方公共団体は、海岸漂着物対策に関し、施策を策定し実施する責務を有することとなった。

- 海岸漂着物処理推進法に基づき作成された地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制策等の取組に対する支援を行う。
- また上記に加え、漂流・海底ごみの回収・処理に対する支援も実施する。



全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来に亘って優れた景観を維持・保全することにより、観光等にとって欠かせない地域の美しく豊かな海と海岸の価値を一層高める。

4. 地方公共団体の取組...伊勢湾流域圏での海岸漂着物対策の推進

出典:環境省

伊勢湾では三重県知事からの提案により、三県一市(三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市)が連携し、伊勢湾沿岸の漂着ごみ問題の解決に向けた取組が行われている。

■ 海岸漂着物啓発シネアドの上映

伊勢湾周辺の映画館にて、漂着ごみの削減をねらったムービーを上映。内陸部からの海ゴミの発生を抑制するために、内陸県である岐阜県の映画館でも上映した。

三重県インターネット放送局 <http://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/detail.asp?con=5515> →



■ 伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦

住民やNPO等のさまざまな主体が海岸や河川の上下流で、協働・連携して清掃活動に取り組むもの。

三重県では、この活動を伊勢湾流域全体で広域的に行うため、愛知県、岐阜県、名古屋市とも連携し、伊勢湾流域上下流連携もテーマとした統一行動として、平成20年度から取り組んでいる。



■ 環境団体との連携

三県一市で活躍する環境団体と共に、海岸漂着物対策担当者が清掃活動や森林保全活動を実施し、問題解決に向けた認識を共有。

3 自然公園の現状と課題

自然公園の現状と課題

出典:環境省

(現状)

- 年間約3億人以上の利用者が来訪。訪日外国人は約840万人が来訪していると推計される(平成24年)。
- 国全体で2020年に、訪日外国人2,000万人の来訪を目標に掲げており、自然公園の利用者も倍増すると想定。
- 自然公園の公園事業施設(公共)は、過去に以下の役割分担で進められ、現在もそれぞれの施設を管理している状況。

国立公園：国、都道府県、市町村

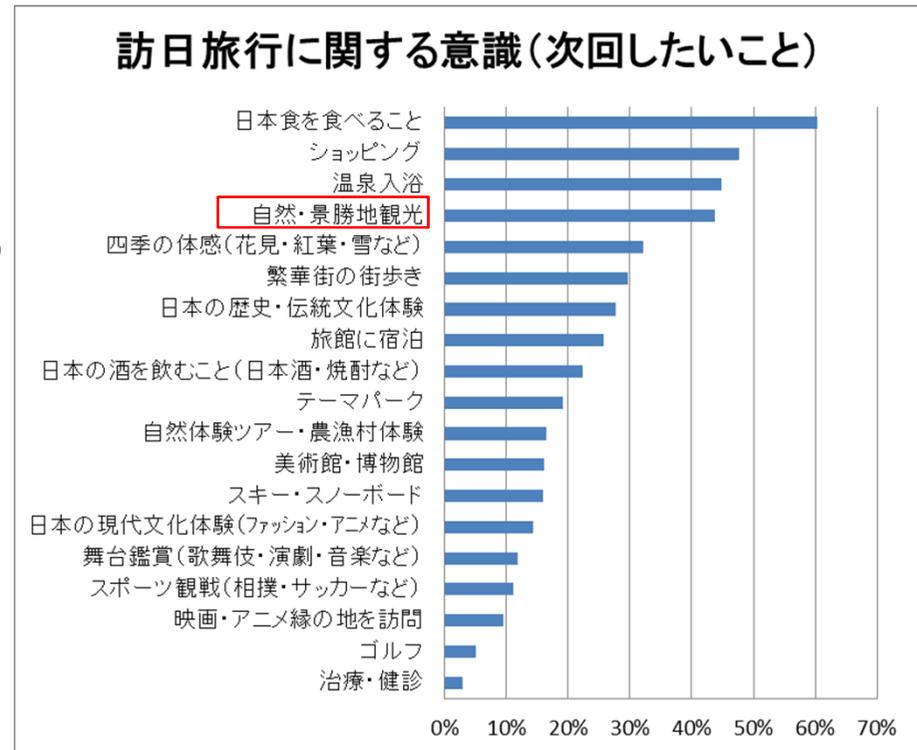
国定公園：都道府県、市町村

自然公園の現状と課題

出典：環境省

(課題)

- 日本に訪問してやりたいこと
→ 自然・景勝地観光が42.8%
もあり、自然公園での受け
入れ準備が急務。
- 標識や情報提供施設の多言
語化が不十分、公衆トイレの
洋式化等の快適な受け入れ
環境整備が不十分。
- 補助金の廃止後、地方公共団体の管理する施設において
更新が行われず、老朽化が著しい。
- 地方公共団体の財政も厳しい中、2020年に向けた集中的
な整備には国の支援が必要。

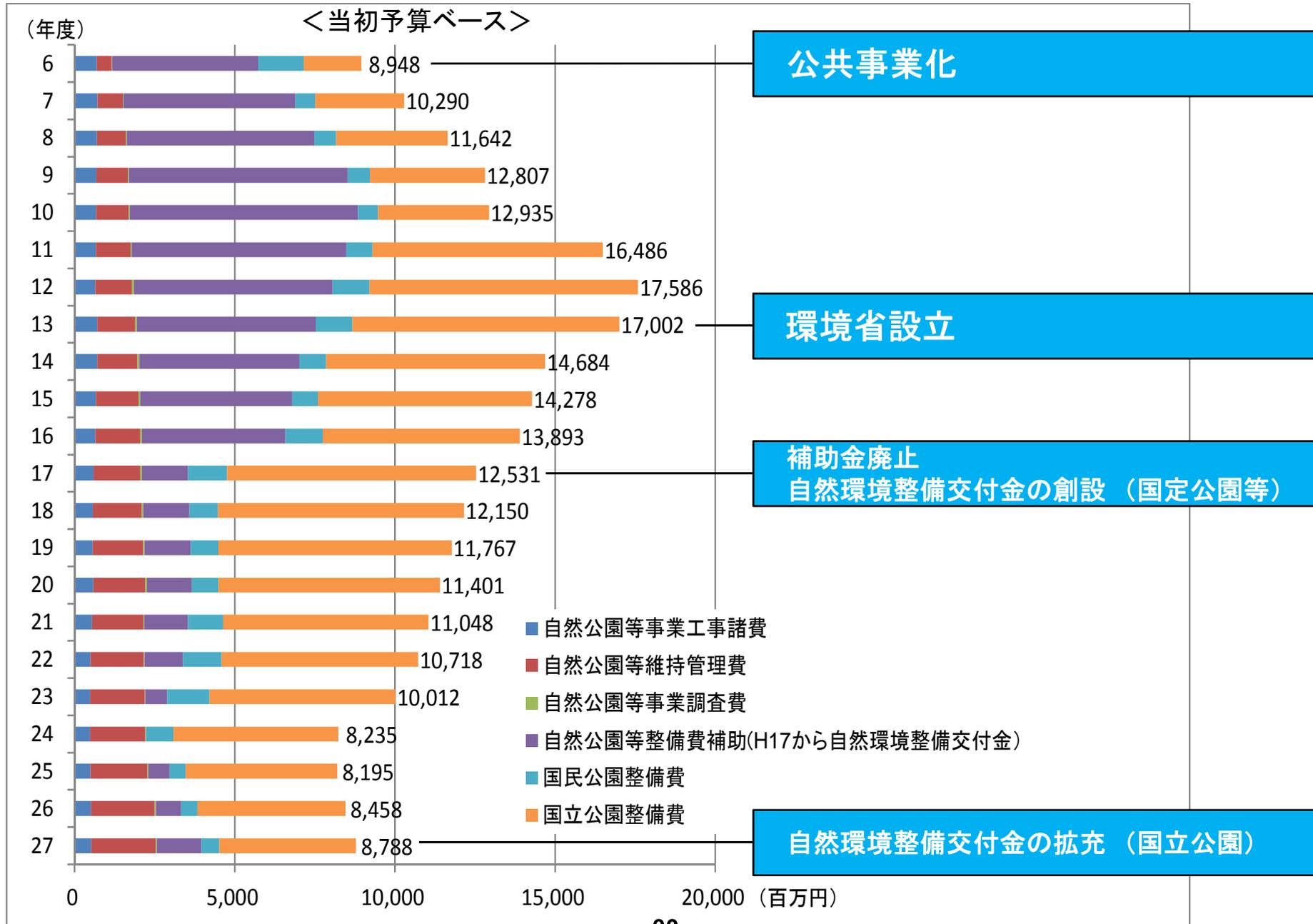


【訪日外国人の関心】

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査平成26年10-12月期報告書」

自然公園等事業予算の推移

出典：環境省



(新)自然環境整備交付金(国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策)

平成27年度予算(案)額 8,788百万円のうち 600百万円(0百万円) 出典:環境省

国立公園には、その優れた自然景観に触れ、やすらぎ、感動や楽しみを得るために、年間約3億人以上の利用者が訪問している。また、「山の日」が制定されたことで自然環境への関心がますます高くなっており、国立公園等自然景観地の適正な利用を図っていくことが強く求められている。

政府方針として、『骨太の方針2014(平成26年6月24日閣議決定)』に『2020年に向け、訪日外国人旅行者2,000万人の高みを目指す』と掲げられ、『観光立国の実現に向けたアクション・プログラム2014』に世界に通用する魅力ある観光地域づくりの一環として、『国立公園等において利用施設の高質化等を実施』と掲げられている。

- 大勢の訪日外国人をはじめとする自然・景勝地を楽しみたいという観光者のニーズに対応
- 日本を代表する自然景観地である国立公園の自然資源を活用

自然環境整備交付金(国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策) (支出予定先:都道府県)

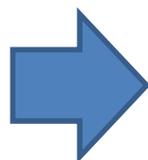
国立公園において、地方自治体が整備した公園利用施設の国際化対応(標識・情報提供施設の多言語化、公衆トイレの洋式化等)・老朽化対策(荒廃・破損した歩道の再整備等)のための整備について、その事業費の1/2を上限として支援

国立公園の利用施設について、国際化対応・老朽化対策のための整備を集中的に推進し、自然・景勝地観光を求める訪日外国人をはじめとする大勢の観光者の利用環境(利便性・安全性)を向上させ、地方への誘客に寄与し、観光の促進と地方の活性化を図る

(新) 自然環境整備交付金 (国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策)

出典: 環境省

国立公園内の地方自治体が所有する国際化対応・老朽化対策が必要な利用施設
(ビジターセンター、標識、公衆トイレ等)



2020年を目指して、国立公園における訪日外国人をはじめとする多くの観光者の安全・快適な利用環境を整備するため、**国が率先的に取り組みつつ、地方自治体からの高い整備要望に対応する必要がある。**

【集中的な施設整備】

国立公園内の地方自治体が所有する公園利用施設について、国際化対応や老朽化対策のための整備に対して支援し、国が実施する直轄整備と平行し、集中的に推進

- 標識・情報提供施設の多言語表記化、公衆トイレの洋式化
- 老朽化した落下防止柵、荒廃している利用の多い歩道等の再整備など

【対象となる事業事例】

事業実施イメージ

【公衆トイレの洋式化】



(休憩所の多言語表記化)



(誘導標の多言語表記)



34 (老朽化した落下防止柵の再整備)



(利用が多い荒廃歩道の再整備)

4 1～3に係る新たな地方財政措置

環境関連対策に係る新たな地方財政措置

1. 鳥獣捕獲等事業交付金

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)の一部改正(平成27年5月29日施行)と併せ、新たに創設される「鳥獣捕獲等事業交付金」の地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

<交付金の内容>

- 実施主体： 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県
 - 下記①は実施予定都道府県を含む
 - 下記②は実施計画を策定した都道府県に限る
- 交付対象： ①実施計画策定等事業
 - ・実施計画の策定のための調査、計画検討経費
 - ・事業効果の評価のための調査、評価経費②指定管理鳥獣捕獲等事業(ニホンジカ及びイノシシ)
- 交付割合： 事業費の1/2以内

<地方財政措置>

- 上記交付金に係る地方負担について、以下のとおり特別交付税を措置。
 - ・指定管理鳥獣の駆除・処分等に要する経費の8割
 - ・その他(調査・研究等)に要する経費の5割

2. 海岸漂着物等地域対策推進事業

国の補助金による「海岸漂着物地域対策推進事業」が平成26年度末に実施期限を迎えることに伴い新たに創設される「海岸漂着物等地域対策推進事業」の地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

<事業の内容>

- 実施主体： 都道府県及び市町村
- 交付対象： ①地域計画策定・改定に係る事業(事業主体は都道府県のみ)
 - ②海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理に係る事業
 - ③発生抑制対策に係る事業
- 交付割合： ①...補助率1/2以内、②③...9.5/10～8/10以内(地域の状況に応じて)。ただし、平成28年度予算以降の補助率については、9/10～7/10以内(地域の状況に応じて)。

<地方財政措置>

- 上記②③に係る地方負担について、当該事業に要する経費の8割に特別交付税を措置。

3. 自然環境整備交付金

「自然環境整備交付金」を受けて実施する国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策緊急整備事業の地方負担について、これまでの交付金事業と同様の地方財政措置(※)を講じることとしている。

(※)都道府県分 公共事業等債、市町村分 一般補助施設整備等事業債 36